

Q&A

問	答
<p>河川に不法投棄されたごみが放置されている。</p>	<p>河川への不法投棄を発見した場合は、河川管理者である県（東部建設事務所三原支所：0848-64-4264）か市（土木整備課：0848-67-6096）へ連絡してください。</p>
<p>ごみステーション内で、収集されず2週間以上放置されているごみは、どのように処理・処分するのか。</p>	<p>イエローシールが貼られている場合、分別し直して、シールに大きく×印をつけて、該当するごみの日に出してください。</p> <p>レッドシールが貼られている場合、ごみを出した人に適切な処分を求めています。3ヶ月以上放置されている場合、環境施設課（0848-63-1210）へご連絡ください。</p>
<p>黄色いシールが貼られ、収集されないごみ袋が多い。鍵や防犯カメラの設置、ごみの出し方の説明などを行っているが、他の対策はないか。</p>	<p>一例ですが、回覧などで、自分のごみが収集されているか確認するように呼びかけている町内会等もあります。</p>
<p>不法投棄禁止看板を道路の法面等に設置したい。</p>	<p>不法投棄禁止看板は環境施設課（清掃工場）または各支所でお渡ししています。町内会等の代表者または生活環境推進員が申請・設置をしてください。</p>
<p>猪防護の電機柵・ポール等を処分する方法を教えてください。</p>	<p>電気柵・ポールは、市の施設で処分することはできません。産業廃棄物を処分することができる業者（有料）にご相談ください。買い替えの場合は、購入する店舗でも処分についてご相談できます。</p>